

～本巣市「第6波」非常事態宣言～

〈期間：令和4年1月21日～まん延防止等重点措置期間〉

令和4年1月20日決定
令和4年3月4日改訂
(今回の変更箇所は、文中の下線部)

現在も、岐阜県内では、市内を含め、連日多くの感染者が確認されています。特に10歳未満の感染者の割合が高くなっており、家族間での感染が増えています。病床使用率は依然として高く、自宅療養者は4千人規模の状況が続いており、その対応を余儀なくされております。しかしながら、感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用、手指消毒、3密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動をストップすることで、基本的な感染防止は可能であると言われております。市民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の生命、健康、暮らしを守るため、基本的な感染防止対策の徹底はもちろんのこと、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、感染拡大阻止のために、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

市民の皆様へ

- 1 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用（不織布マスクを推奨）
 - ・手指消毒の徹底（帰宅時など頻繁な手洗い）
 - ・3密の回避（密閉空間、密集場所、密接場面を避ける）と混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛
 - ・体調不良時は行動ストップ（発熱、喉の痛みなどの症状がある場合は、出勤、通学を含む行動を控える）
- 2 飲食店利用時の留意事項
 - ・普段会わない人との会食を回避
 - ・歓送迎会、花見や謝恩会などの飲食は短時間（2時間以内）、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避
 - ・21時以降、飲食店にみだりに出入りしない
 - ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカー掲示店舗の利用

事業者の皆様へ

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・イベント開催時はワクチン接種証明等の確認など感染防止対策を徹底
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板の設置、消毒液の設置、マスク会食の徹底、換気の徹底など
- ・BCP（事業継続計画）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）

行政の対策強化のポイント

【感染防止対策の周知・徹底】

- 県の非常事態宣言に合わせて、市長による防災行政無線での注意喚起、ホームページ、防災行政無線を活用し、基本的な感染防止対策を周知徹底するとともに3回目のワクチン接種情報を周知する

【公共施設の利用制限】

- 屋内公共施設での会食禁止
- 体育施設・公民館・会議室などは利用時間の制限を解除（通常の開館時間を再開）
- 発熱など体調不良者の入館禁止

【ワクチン接種】

- 早期に3回目接種ができるよう医師会と連携

【業務継続計画：BCP】

- 市職員が濃厚接触者または感染者となり、出勤停止となった場合、市民の生活に影響しないような体制づくりを見直す
- 市内事業者に対して、想定される出勤率など事業継続計画を設定し、点検を徹底するように周知する

【市職員の感染防止対策】

- 時差出勤、分散勤務の取組強化
- 休暇取得の促進や週休日の振替えを活用（土日を含めた勤務振替の承認）した出勤者数の削減
- 勤務時間終了後の早期退庁の徹底